事業者の皆様へ

２０２６年１１月４日
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
法務部

PMS 利用停止期間中における契約・検査・支払手続について

事業者の皆様には、平素から当機構の事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。２０２６年１０月３０日以降、PMS を利用した各種手続が行えない状況を踏まえ、利用再開までの暫定的な対応を以下のとおりご案内します。

皆様にはご不便をおかけしますが何卒よろしくお願い申し上げます。

１．手続方法の全般について

当面、必要な手続は原則としてメールで受け付けます。従前 PMS からダウンロードしていた各種様式・ファイルは、NEDO ウェブサイトに掲載している様式および事業者において保管している最新版のファイル（実施計画書の各ファイル等）をご使用ください。様式・最新版のファイルがない場合は、NEDO プロジェクト担当者へご相談ください。

- NEDO プロジェクト担当者のメールアドレスへ、必要書類を添付して提出してください。ファイル容量等の理由によりメールへの添付が困難な場合は、送付方法について NEDO プロジェクト担当者にご相談ください。
- 提出メールには、事業名、契約管理番号（委託）／事業番号（補助）、手続名、業務管理者（委託）／主任研究者（補助）名、担当者名および連絡先を記載してください。
- 真正性を確保する観点から、原則として、実施計画書に記載の「業務管理者／主任研究者、経理責任者、プロジェクト担当窓口、契約・検査・支払担当窓口」または PMS に登録している「契約等事務管理者（代理）」から提出してください。また、業務管理者（委託）／主任研究者（補助）を CC に含めてください。
- 実施計画書（本文、研究体制表、積算用総括表、項目別明細表）は、通常 PMS へアップロードしていたファイル形式により提出してください。
- メールの送信前に、宛先、添付ファイルおよび記載内容を十分にご確認ください。

※ 既に PMS から提出済みの書類については、再提出は不要です。ただし、必要に応じて、NEDO プロジェクト担当者から再提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※ メール送信後、NEDO プロジェクト担当者から受領の連絡がない場合は、お手数ですが、受領状況をご確認ください。

２．契約・交付手続について

各種手続における対応について、以下をご確認ください。

なお、手続を行う前に、変更内容や対応方法について NEDO プロジェクト担当者へメールや電話等で連絡し、十分に調整の上で対応してください。

手続	ご対応いただく内容
事前承認を要する手続 ・実施計画変更申請（変更契約／変更交付決定を含む） ・新規契約締結／新規交付決定 ・権利義務承継 ・財産処分 ・知的財産権の移転 ・その他承認申請　　等	１．の手続方法に従い、必要書類をメールで提出してください。 NEDO からの承認等に係る文書は、PDF 形式でメールにより送付します。 従前と同様に、事前承認が必要とされている事項については、NEDO から正式な承認を受けてから実施してください。
・実施計画変更届出 （エフォート証明書の変更等を含む）	２０２６年１０月分の変更届出は、同年１１月分の変更届出とまとめて同年１２月第５営業日までに、１．の手続方法に従い、必要書類をメールで提出してください。 ただし、希望があれば同年１０月分と１１月分を分けて提出することは可能です。また、確定検査・中間検査等のため NEDO から別途提出をお願いする場合もあります。
・実績報告書 ・成果報告書 ・企業化／事業化状況報告書	１．の手続方法に従い、定められた期日までに必要書類をメールで提出してください。 成果報告書のひな型については NEDO プロジェクト担当者にご相談ください。
・代表者等の変更	１．の手続方法に従い、必要書類をメールで提出してください。複数の NEDO 事業を実施している場合は、事務処理マニュアルに従い、一括して NEDO 法務部宛に提出することも可能です。
・知的財産関係の届出	原則として PMS 利用再開後にまとめて提出ください。 （申請については「事前承認を要する手続」のとおりです。）
・資産・知的財産・成果の登録	対応は別途ご案内します。必要な資料は引き続き適切に保管してください。
・その他手続	NEDO プロジェクト担当者にご相談ください。

各種手続において必要な様式は以下からダウンロードしてください。

事務処理マニュアル｜NEDO

契約書・約款・様式（委託事業）｜NEDO

交付規程・様式（補助・助成事業）｜NEDO

ここに掲載されていない様式についてはNEDOプロジェクト担当者へご相談ください。

３．検査について

検査の実施および手続については、事業ごとに個別にご連絡いたします。

４．支払について

支払請求書および振込指定口座番号登録申請書は、PDF形式にてNEDOプロジェクト担当者にメールでご提出ください。各書類の様式をお持ちでない場合は、以下からダウンロードしてください。なお、提出内容について電話等で確認させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

契約書・約款・様式（委託事業）｜NEDO

交付規程・様式（補助・助成事業）｜NEDO

第3回概算払の支払請求書の提出締切は原則として２０２６年１１月５日です。

５．その他

メールがNEDOプロジェクト担当者のメールアドレスに到達した日を提出日として取り扱います。内容に不備がある場合は、再提出をお願いすることがあります。

メールで提出いただいた書類について、PMS利用再開後に改めて登録または提出をお願いする場合がありますので、NEDOから案内があるまで、提出したファイルおよび送受信メールを保管いただくようお願いいたします。

なお、今後の状況を踏まえ、上記手続に変更がある場合は改めてご案内いたします。

＜お問い合わせ先＞

個別の手続についてはNEDOプロジェクト担当者にご相談ください。

終了事業等、NEDOプロジェクト担当者が不明な場合は、以下のページの「4. 部署・技術分野毎の問い合わせ先」の「事業やプロジェクトに関するお問い合わせ入力フォーム」に対象事業名、期間、契約管理番号／事業番号、当時のNEDO担当部等の情報及びご相談内容をご記載の上、お問い合わせください。

お問い合わせ窓口｜NEDO

本資料に係るご質問については、次のアドレス宛にお寄せください。

E-mail: helpdesk[*]ml.nedo.go.jp

（E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）法務部

以上